

## 平成23年度 第2回市川市地域自立支援協議会 会議録（概要）

- 1 開催日時：平成23年7月25日（月）10時15分～11時50分
- 2 場 所：急病診療・ふれあいセンター2階 集会室
- 3 出席者：朝比奈委員、磯部委員、伊藤委員、稲原委員、内野委員、林委員、  
酒井委員、柴田委員、田上委員、三嶋委員、長坂委員、長崎委員、  
松尾委員、三浦委員、山崎委員  
オブザーバー：前川氏（視覚障害者家庭生活研究会）  
大下氏（市川市ろう者協会）  
平下氏（NPO 千葉県中途失聴者・難聴者協会東葛南事務所）  
事務局：市川市 障害者支援課（中里主幹、池澤主査）  
障害者施設課（小泉課長、鷺沼園長）  
傍聴：1名
- 4 議 事：
  - （1）開会
  - （2）各専門部会からの報告
  - （3）その他
  - （4）閉会
- 5 提出資料：
  - （1）相談支援部会資料（厚生労働省資料）
  - （2）相談支援部会報告資料
  - （3）就労支援部会報告
  - （4）生活支援部会からの報告と提案
  - （5）市川市地域自立支援協議会委員名簿

(開会に先立ち、新たな委員として県立船橋特別支援学校の三嶋 和也氏に委嘱状交付)

【開会 10時15分】

山崎会長 : 皆さんおはようございます。ただいまより平成23年度第2回協議会を始めます。今日は各部会から報告を受けて課題認識、取り組みの方向について共有するとともに、現在市が策定中の第3期障害福祉計画に盛り込むことを意識した議論をお願いしたいと思います。ただ、計画以外のご意見でも結構ですので、活発な意見交換が出来ればと思います。なお本日は聴覚障害のある方のために要約筆記と手話通訳の方が入っておりますので途中5分程度の休憩を入れさせていただきますことをあらかじめご了承くださいと思います。それでは、各部会からのご報告をお願いします。まず相談支援部会からお願いします。

【議事(2) 各専門部会からの報告】

朝比奈委員 : お手元の資料を2つ使ってご説明します。1つは厚生労働省が作成した「相談支援体系」の資料、昨年成立した自立支援法の改正法に基づいて平成24年度から相談支援体制の強化がはかられますが、その具体的な内容を案として示したのがこの資料です。(資料に基づき説明) 新しい相談支援の細かい基準や報酬はこれからということですので、細部は詰められませんが、そのイメージをもとに相談支援部会で議論してきた中身を報告します。

もうひとつの資料「相談支援体制の再構築に向けた提案」を使ってご説明します。「相談支援体制の再構築に向けた提案」に基づき説明)

山崎会長 : ありがとうございます。今回報告の内容が厚くなっておりますので、まず一通りご報告いただいてから議論に移りたいと思います。では次に就労支援部会からお願いします。

林委員 : 就労支援部会としては4月以降、開催していませんが、「ふくたん」と「しゅうたん」は毎月のように活動しております。私からは福祉的就労(ふくたん)について報告します。(資料に基づき報告)

伊藤委員 : 私からは一般就労の部分、主に3点報告します。(資料に基づき報告)

林委員 : ふくたんとしては、今は工賃を上げることや良い仕事を請けることをテーマにしているのが就労継続B型を中心に議論していますが、意見交換においては生活介護の事業所にも加わっていただくつもりです。

山崎会長 : ありがとうございます。続きまして、生活支援部会からの報告をお願いします。

松尾委員 : (資料に基づき説明)

山崎会長 : ありがとうございます。皆さんからの質疑・意見については、このあと 5 分ほど休憩をはさんだ後にいただきたいと思います。

(5 分間休憩)

山崎会長 : それでは会議を再開します。各部会からの課題・提案事項についてご意見・ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

田上委員 : 指定特定相談支援と指定一般相談支援の違いは？

朝比奈委員 : これ以上の資料が出てきていないので推測を交えての話になりますが、指定特定の方は、障害の程度で言えば中程度から重い人で、サービスを組み合わせながら日常生活を維持していく方々が使うケアマネージャーの仕組み。

田上委員 : サービス利用計画がその業務。そうすると、こちらのほうが多いので、こっちが一般じゃないか。地域移行とかのほうが、特定の人じゃないですか。これは逆のような気がするね。

朝比奈委員 : そういうパブリックコメントを出してください。

山崎会長 : 介護保険でいうと地域包括支援センターとか、在宅介護支援センターとか、保険サービスを使う前の部分とか、困難事例をやるのがこの「指定」で、市川市の相談のイメージでいえば基幹型支援センターえくるとか、がじゅまるのやっているのがこの「指定」に近いのかなと。右側の「特定」というのは介護保険でいうケアマネージャーの事業所に近いイメージですので、そうなる田上さんの言われるようにそれを「特定」と言うのは抵抗があるという感想ですね。

酒井委員 : 生活支援部会の「宿泊型施設の検討」というところですが、サンワークで受託している地域移行支援事業でも、このような仕組みが必要だと感じますし、県の計画でもこのへんは興味のあるところなので、「有志でプロジェクトチームを作り」というのは、どのような形で進める計画なのか教えてください。

松尾委員 : 中身や計画はこれから考えていくところです。部会の中で声がけしていくことになると思うので、次回には報告できると思います。ご希望があればおっしゃってください。

山崎会長 : 長期型の、生活スキルを向上させるための宿泊と、短期型の、一時的な身を寄せる宿泊の場というのにどのぐらいのニーズがあって、どんな対応のモデル事業が望ましいか集約してプロジェクトチームになるかと思います。

それと、人材確保について、朝比奈委員のほうから。

朝比奈委員 : 市川市の「還暦式」が毎年あるので、ぜひ定期的にやっていただきたいのと、若い人も確保しなければいけないので、次の段階として市内の大学とか、実習を受けている福祉系の学校とつながっていくパイプとか、何か考えられるといいなと思います。

山崎会長 : これだけの不況でも雇用のアンバランスがありますので、人材を輩出してい

る教育機関と実習という線だけでなく先生方や学生さんにプロジェクトに入ってもらって足元を固めてはどうかというご意見だったと思います。

田上委員 : 生活支援部会から、たいへんありがたい提案があったのでお礼を申し上げたい。これから移動を必要とする人が増えてくると思うんです。特に市川は知的障害者通所更生が歴史がある分、利用者が高齢化しています。今までは通所更生の送迎はあるけれども、通所授産の送迎はなかったんですね。でもその利用者も高齢化して行って、そうも言ってられない事態が出てきています。そのへんを踏まえての提案だと思います。利用者からの声はなかなか通りにくいんですが、自立支援協議会からの提案となると行政としても受け止めやすいでしょうし、議員さんの予算にかかわる了解もいただきやすいのではと思いました。一日も早くこの提案が実現できるように願っています。

山崎会長 : ありがとうございます。加えて、市川の交通事情は、東西は電車が通っていますが、南北はバスしかありません。障害のある方だけでなく高齢者にも課題として広がっていくと思います。自立支援協議会の取り組みがサンプルになって市川市全体の移動困難者の支援をどうしていくか、それこそ社会福祉審議会での課題となっていくといいなと思います。

林委員 : 私の事業所でも移動支援をしていますが、車の運転を必要とする移動支援が増えてくると思います。車を使つての移動支援は福祉有償運送ということになり、講習を受けた人でないとできないのですが、機会がとても少ないので、そういう講習の機会を増やすことも方法になるかと思います。

山崎会長 : 福祉有償運送協議会というのがあります。これができたきっかけは、道路運送法によるタクシーやバスなどの営業との兼ね合いを市として決めていかねばならないということで協議会があります。今のお話は、お金は多少いただくけれどタクシーやバスとは違う、その車を運転するには一定期間の講習が必要ですが、その講習の機会を増やすことで担い手を増やしてはどうかというご提案だったと思います。

前川氏 : 移動支援について質問ですが、通学や事業所への通所の移動支援は全障害ということで考えていいんですか。視覚障害者も一緒ですか。

磯部委員 : これに取り組んでいる法人の特色があつて、知的障害を主な対象とするところもありますし、身体障害を対象にする事業所もありますので、各事業者によって対象はバラバラではないかと思われます。

前川氏 : いま車による移動という話をしていましたが、視覚障害の場合は車による移動は認められていないんですよね。これはそれも含めての提案ですか？

長崎委員 : 生活クラブの長崎です。うちの事業所で福祉有償運送と移動支援もやっていますが、移動支援は身体障害で視覚障害の方と四肢麻痺の方、あと知的障害と精神障害の方に支給されているものですので全障害の方対象ではないと

いうことと、車を使えるか使えないかということでは、福祉有償運送で登録している事業所に直接車を利用したいと言っただけであれば、それは使えるものだと思います。それが多分周知されていないと思います。事前に福祉有償運送をしている事業所に登録をしていただくことになります。

山崎会長 : 今のご質問について、移動支援を受けながら福祉有償運送のサービスを受けること自体が認められるかということだけ市にご回答をお願いします。そうでないといまのご提案がやれるかどうかはわからないので。

中里主幹 : 移動支援と福祉有償運送は別のサービスなので、可能です。

山崎会長 : ただし移動支援と福祉有償運送の料金が両方かかるということですね。

中里主幹 : そうです。

前川氏 : 分かりました。事業所が分からないので、市のほうで教えていただけますか。

中里主幹 : いまここにパンフレットがありませんので、後でお知らせします。

前川氏 : お願いします。

山崎会長 : よろしいでしょうか。それでは議論についてはここまでとさせていただいて、いま出されたご意見を盛り込みつつ、報告と課題を市川市と社会福祉審議会に提出させていただくことにしたいと思いますが、よろしいですか。それでは、異議ないようですので、そうさせていただきたいと思います。

朝比奈委員 : いまのことに異議はないんですが、質問と要望があります。質問というのは国から全員ケアマネの方向性が示されたときに、公立施設の利用者に対してどうしていくかという問題提起をさせていただきましたが、今日は施設課の課長がお見えですので、公式見解でなくてもお考えを聞かせていただければというのが一点。もう一点は就労支援部会に対してですが、特に「しゅうたん」について、働いている人の生活課題をどうフォローしていくかが引き延ばしている課題となっていて、相談支援部会に参加していただく格好になりましたが、就労の立場から、今回の相談支援の枠組みについてどう考えるか（国の提案と相談支援部会の提案とですね）、様々な角度から検証していく必要があると思いますので、年度後半の議論でぜひそのへんを具体的に取り上げて、意見をとりまとめていただきたいと思います。

山崎会長 : それでは障害者施設課長さん、よろしくをお願いします。

障害者施設課長 : 課長の小泉です。公立施設の生活支援員については、相談支援専門員の研修を積極的に受けている者がおりますので、先ほどの、市でできるかというお話については前向きに検討させていただきます。

山崎会長 : ありがとうございます。国では3年以内という話ですが、現状公立施設の充実している市川市ではぜひ、市の職員がケアマネージャーとなって利用計画に前向きに取り組んでいただきたいと思います。

田上委員 : 障害者虐待防止法が成立しましたが、来年から虐待防止センターを設置する

こととなっていますが、市のお考えを聞きたい。えくるや包括などで兼務という形にするのか、ただ専門職を置きなさいといわれているので、そのへんどうなっているかお聞かせください。

山崎会長 : 相談支援部会でもこの議論が交わされております。一つはこの施行が来年度10月ということで、4月から10月は準備期間になるかということ踏まえて、基幹型…市川だと「えくる」が候補の一つになるのかと。ただし、設置基準、例えば包括支援センターであれば専門職員の配置や財源なども明確になっていますが、まだ詳しくは出ていないので、その上で。

朝比奈委員 : 障害者虐待防止法が子どもや高齢者と違うのは、働く職場での虐待も位置づけられていること。18歳までは子どもで、65歳以上は高齢者なので、19歳から64歳まで、調査・確認をして虐待から救うだけでなく二度と虐待的な環境におかないという二点が大事になってきます。県のほうでもこれからマニュアル策定に入るのが8月下旬で、恐らく来年度に食い込むと。24年度何らかの予算措置を考えているとかがっていますが、労働部局との調整を含め、県がどのような機能をおくかとの関係の中で市町村の役割範囲も決まってくるので、今の段階では市町村は動きづらいと思います。ただ市川では基幹型支援センターえくるが既にあって、権利擁護の役割も位置づけられていて、開設以来虐待疑いの案件も二桁以上受けている実績がありますので、そこ切り離した組織は考えにくいということと、二度と虐待的な状況におかないという意味では成年後見制度利用支援が重要になってきますが、そこは権利擁護連絡会でも高齢と一体的にという要望を出していますので、そういう組織編成もにらみながら、虐待防止の部分はどう設置するかということを相談支援部会では考えているわけで、その上で市川市さんにお考えをお願いします。

中里主幹 : 市川市としてはまだ見えていない部分が多いので、今はまだ詰められないと思います。ただ他の市町村と違って「えくる」があるので、それを踏まえて考えていくことになると思います。

田上委員 : いろんな法律がポツポツできて、似たような組織ができてきて、もう少し効率的にならないかと思いますね。だからここにあるように、市民はどこに行ってもいいか分からないというのは逆に窓口が多すぎて、どこが一番いいかが理解できなくなっているのが現状ですよ。落ち着いたら、基本となる構想といいますか、さっきの提案では市の窓口が復活するような構想がうたわれていますよね。それが一番いいのかなと。そこから専門のところへ、振り分けられる、そういうのが理想かなと思います。自立支援法ができてから、市の窓口が何となくよそ事みたいになっちゃったといういきさつがあって、以前はワーカーさんが親身に話し相手になってくれていたのが、事業者任せ

みたいになっちゃって、市の役割じゃありませんよと国が言っちゃったがために余計市民がどこに相談に行っているのか分からなくなってしまった。そのへんの流れを、市川市としてはこうするんだというのをきちんと決めると市民としても安心と思います。

山崎会長 : 虐待防止法については児童も高齢者も、児童は県ですけども高齢者は市町村の責務で立ち入り調査なども設定されていて、それを障害者でも参考にしていくようなのと、先ほど朝比奈副会長が言われたようにえくるにそこを集約させていくというのを相談支援部会では考えているということ、基準に基づいた、業務量に応じた人員配置をしていただきたいですし、そのプラスアルファとして市の窓口民間事業者を配置するという、福祉事務所でもアウトソーシングをしている現状を踏まえた上で市のインテイク業務を応援していくという、国や県の動きを半歩先取りした動きをしていくということですね。

田上委員 : 市がからんでいることで市民には安心感があるんですね。民間事業者に洗いざらい話していいのかと不安に思っている市民は多いと思います。丸投げで業者に委託するのではなく、行政も一緒にやっていくという姿勢でお願いします。

山崎会長 : 虐待防止センターについては、立ち入り調査権をもつ市の職員をチームの一員として配置するという提案ですので、実現すれば市民の皆さんも安心できるのではないかと思います。他によろしいですか。

### 【議事（3）その他】

障害者施設課長 : 今日はPRをさせていただきたく、お時間をちょうだいして、本日市のホームページに掲載した件についてお知らせいたします。

このたび市では、特別支援学校の卒業生の方の日中活動の場作りの一環として、松香園の建て替え工事の間に使用していた建物を活用して、平成24年4月より障害福祉サービスを提供していただける事業所の募集をさせていただき運びとなりました。詳細はこのあと松香園園長よりご案内させていただきますが、本市障害福祉サービスの拡充をはかる事業となっておりますので、ぜひとも積極的なご応募をいただけたら幸いです。

松香園園長 : 私から、もう少し詳しくご説明します。松香園の新築工事中に使用しておりました建物で提供していただく障害福祉サービスですが、生活介護と就労系のサービスを考えております。就労系のサービスですが、就労継続A型は除いて、就労移行かB型を考えております。住所地は市川市国分3-22-7、チャレンジ国分の裏になります。鉄骨造り2階建て、延べ床面積は525.93平米となっております。応募資格は、市川市内に法人本部および障

害福祉サービス事業所を有していること、平成 23 年 8 月 1 日現在で、2 年以上生活介護事業所を運営し、かつ就労系事業所を運営している社会福祉法人または N P O 法人とさせていただいております。今後のスケジュールですが、募集要項の配布が 8 月 17 日から 29 日、土日を除く各日午前 9 時から午後 5 時まで、配布場所は市川市南八幡 4-2-5 市川情報プラザ 2 階、障害者施設課で配布します。それと建物の内覧会を 8 月の下旬、応募受付は 9 月上旬から下旬、選考日は 10 月上旬、この日は業者の方にプレゼンテーションをしていただくことを考えております。事業者の決定は 10 月中旬、事業開始が 24 年の 4 月 1 日、状況によってはそれ以前の開始も可能とさせていただいております。募集にはその他条件等がありますので、またスケジュールを変更する場合があります。詳しくは募集要項をご覧くださいと思います。皆様のご応募を心よりお待ちしております。よろしくお願い致します。

山崎会長 : ありがとうございます。この件について何かご質問はありますか。

田上委員 : 契約期限とかは決まっていますか。

障害者施設課長 : この建物は平成 29 年 3 月まで建築を行った業者とリース契約を結んでおりますので、それまでは建物の貸借については、市からの転貸借による使用貸借でやらせていただきます。土地については行政財産ですので目的内での使用許可、これについては使用料等は免除規定を活用し、ほぼ土地建物については経費がかからない形で検討させていただいております。

田上委員 : その後は？

障害者施設課長 : その後についても、サービスを提供していただく方向で考えております。29 年 3 月以降も建物自体の償却期間は変わらず、まだ使えますので、そのときは転貸借でなく市の普通財産の形でお貸しすることを考えております。

田上委員 : では 29 年でレンタル期限が切れたら、市と業者との間で何らかの形で市の持ち物にすると。土地は市の土地ですから、そこで事業をやっている事業所は、期限が更新されると。

障害者施設課長 : そういう方向で、建物を建てた業者とは交渉をしております。

山崎会長 : ありがとうございます。詳細は募集要項を見ていただいて、検討いただければと思います。

柴田委員 : 市の施設も今年の春からいろいろと移動して、施設課も情報プラザに移動したと。でもその情報プラザそのものも分からないので、周知徹底を市のほうでもっと親切にやってください。

朝比奈委員 : すいません、この建物は泊まりはできるんですか。

障害者施設課長 : あくまでも松香園を建て替えるときに使っていた建物で、基本的には通所の施設です。厨房等がございますが。

朝比奈委員 : 先ほど生活支援部会の中で宿泊型施設のプロジェクトといった話がありまし



たが、このプロジェクトのトライアルをこの建物を活用するようなことは考えられないのでしょうか。

障害者施設課長：来年4月1日から事業をスタートしていただくのが条件ですが、それまでは確かに空いておりますので、場合によっては使っていただくことも可能ですが、光熱水費やメンテナンス経費については私どもでは予算措置はしておりませんので、その辺の経費が負担できる法人さんであればご相談に応じてはいきたいと思えます。

田上委員：畳の部屋とか、休憩室はあるんですか。

松香園園長：医務室というのがあって、そこにはベッドがありますが、畳はないです。ミニノリウムの床だったと思えます。

山崎会長：トライアルについて前向きなご回答でしたので、検討いただきたいのと、プレゼンテーションがありますよね。そのときに、市の受託事業以外に、地域貢献をモデル事業でやっていきたいんだというような提案もお金だけでない、評価の基準になるという理解でよろしいですか。

障害者施設課長：基本となる事業はあくまで特別支援学校の卒業生の受け皿づくりですが、プラスアルファについては募集要項でお示しする予定ですが、やっていただくのは全く差し支えありません。報酬についても法人さんご自身が収納していただく形で、ほとんど私どもは土地と建物を貸しているだけという形になります。

山崎会長：細かいところまで踏み込んでご回答いただき、ありがとうございます。前向きなご回答をいただけると、事業者さんもやる気になるのではないかという感想をもちました。それではこれで事務局のほうにお返しします。

池澤主査：長時間にわたりありがとうございます。次回の協議会は、11月頃を予定しております。日時や場所については後日お知らせしたいと思います。

山崎会長：それでは閉会します。ありがとうございました。

【閉会 11時50分】